

指名停止措置の公表

1. 指名停止措置業者名及び所在地

商号又は名称	新明和工業株式会社
代表者職氏名	代表取締役 五十川龍之
主たる営業所の所在地	兵庫県宝塚市新明和町1-1

2. 指名停止措置期間

令和7年4月8日から令和7年8月7日まで
(4月)

3. 指名停止措置理由

新明和工業株式会社は、機械式駐車装置について、供給価格の低落防止を図るため、他の業者と共謀のうえ、機械式駐車場設置工事の見積もり依頼に用いられる確認申請図に採用された企業を予め事前に供給予定者とし、それ以外の企業が、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示する手法により、供給予定者が供給できるようにしていた。

このことが、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するとして、令和7年3月24日に公正取引委員会より排除措置命令と課徴金納付命令を受けたため。

※該当条項

越知町建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第6号(県外における独占禁止法違反行為)に該当